

訪問看護ステーション 出張所設置Q & A

出張所の設置について

Q1 出張所の設置の立地条件は、考慮する必要があるか。

「既に複数の訪問看護ステーションまたは出張所が設置されている」などの地域状況は問わない。

ただ、設置場所の用途地域や建物用途によっては目的の事業が営業できない場合や、消防設備等の追加が必要となる場合がある。建築基準法や都市計画法、消防法等の規定に抵触することがないように、事前に各分野の専門家等に相談すること。

Q2 主たる事業所と出張所の通常の事業の実施地域はどう設定したらよいか。

主たる事業所と出張所と、それぞれの所在地を基準にして、別々に設定することができる。

Q3 八王子市外の出張所設置は認められるか。

出張所は、主たる事業所と一体の事業所として八王子市の指定となるため、市外は、認められない。

Q4 出張所に管理者は必要か。

主たる事業所と一体の事業所として出張所設置を行うこととなるため、主たる事業所の管理者が出張所の管理者となり、別配置は必ずしも必要ではない。

Q5 出張所配置の従業者は、常勤でなければならないか。

常勤・非常勤等、勤務形態や勤務時間数は問わない。

なお、勤務状況は、主たる事業所と一体の事業所として、管理者が適切に管理しなければならないものであることに注意。

Q6 出張所の出勤管理はどのように行うのか。

出張所ごとに、出勤簿、タイムカード等により適切に勤務状況等が把握できる体制でなければならない。(出勤簿の場合は、日々の勤務時間も表記すること。)

主たる事業所の管理者は、適切な出勤状況の把握及び管理に努め、勤務体制等を一元的に管理することが必要である。

Q7 営業日及び営業時間は、どのように定めるのか。

主たる事業所の営業日、営業時間にかかわらず、出張所ごとに定めることができる。

Q8 自宅を出張所とする場合の注意点とは。

- (1) 訪問看護ステーションの出張所として使用する専用の部屋又は専用のスペースを設けることが必要である。なお、出張所においては、利用の受付や相談業務は行わないものであるため、当該出張所の区画への専用の入口等は必ずしも設ける必要はない。

(2) 主たる事業所の出張所である旨の表示を行うこと。

Q9 出張所の名称について

事業所名称から、主たる事業所の出張所であることが判断できる必要があることから、**主たる事業所名(指定事業所名称)の後に出張所名を付けた名称**とすること。

(記載例)

訪問看護ステーション 第一出張所 or 支所 or 分所 or 営業所 等

(訪問看護ステーション本体の名称) + (出張所の名称, 任意)

Q10 定款及び登記簿の変更は必要か。

既指定の訪問看護ステーション本体の一部出張所としての指定となるので、原則として定款の変更はないと考える。

ただし、医療法人については、医療法に基づき定款変更が必要とされる。(医療法人の定款変更については、医療法人所管課へ確認すること。)

出張所の設置の手続きについて

出張所を設置した場合には、出張所設置に係わる届出(変更届)を、出張所設置後10日以内に届け出ること。なお、円滑な手続を進めるためにも、できるだけ早急に届けること。

【提出先】

〒192 - 8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市 福祉部 高齢者いきいき課 事業者指定担当

電話 042 - 620 - 7452

Q11 変更届出の記載方法

ア 変更届出書の項目別記載方法

- ・介護保険事業所番号、事業所名、所在地 … 主たる事業所
- ・変更するサービスの種類 … 訪問看護、予防訪問看護(指定を受けているサービス名を記入)
- ・変更があった事項 … 「11 運営規程」の「11」を で囲む。
- ・変更の内容
(変更前) 出張所なし
(変更後) 出張所の設置(複数記入可)
名称 住所・電話・FAX・職員配置 職種・氏名
その他は付表3 - 2のとおり
- ・変更年月日 … 出張所設置日
- ・担当者・連絡先 … 事務担当者・電話番号

複数の出張所同時設置の場合

変更届出、運営規程、設置理由書(複数記載)は1部、その他の添付書類は出張所ごとに必要部数を添付すること。

イ 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表(以下「勤務表」という。)について

事業所全体分と**出張所分**を添付(合計2部)

事業所全体の勤務表

事業所全体の配置職員の勤務状況を記載。訪問看護ステーション本体に加え、出張所に勤務する看護職員(保健師、看護師又は准看護師)及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士も合わせて記載する。

(本体・出張所の双方を含んだ勤務一覧により、事業所全体としての人員配置を確認するため必要。)

出張所勤務がある従業員については、備考欄に「出張所勤務」と記載。

出張所の勤務表

出張所の配置職員従業員の勤務状況を記載する。

主たる事業所勤務がある従業員については、備考欄に「主たる事業所勤務」と記載。

午前は主たる事業所、午後は出張所勤務等、同日に両方の事業所で勤務がある場合の記載は、
には1日の合計時間数、には、出張所での勤務時間数を記載。

ウ 図面及び写真について

・ 図面

出張所の全体図がわかる図面。事業所内に専用のスペースを設ける場合、当該事務スペースを明示すること。そのほかに、同図面中に、鍵付書庫、手指洗浄場所等を明示すること。

・ 写真

写真は、次の様子が分かるもの

:出張所正面(自宅の場合は自宅正面)、事務室内、鍵付書庫、手指洗浄場所等

エ 運営規程の変更に関係する項目について(運営規程を変更する場合の参考例)

第 条 事業所の名称及び所在地

出張所を追加。事業所名、住所等

第 条 職員の員数及び職務内容

人員増の場合は、その内容を記載すること。

人員の内訳に、出張所部分を追加。

第 条 事業所の通常の実施地域

主たる事業所と実施地域が同一の場合は、変更は不要。

主たる事業所と出張所とで異なる実施地域を設定する場合は、

出張所の項目を追加し、当該地域を記載すること。

(記入例) 新規地域名、その他は主たる事業所の実施地域と同じ。

第 条 営業日及び営業時間等

主たる事業所と同一の場合は、変更は不要。

主たる事業所と異なる営業日等を設定する場合は、出張所の項目を追加の上、当該営業日、営業時間を記入すること。

オ 個人情報の管理及び衛生材料等の保管状況届出について

別紙の「(参考)個人情報の管理及び衛生材料等の保管状況届出」を参考様式とする。

カ 体制状況等一覧表について

加算届出書(介護給付費算定に係る体制等に関する届出書)の該当項目を記載。

なお、**算定する加算がない場合も、本表の「その他該当する体制等」欄の「1なし」に を付して併せて提出すること。**

特別地域加算

報酬算定基準

別に定める地域 に所在する指定訪問看護事業所又は出張所事業所の看護師等が指定訪問看護を行った場合は、「特別地域訪問看護加算(特別地域加算)」として、1 回につき所定単位数の15%に相当する単位数を所定単位数に加算する。

別に定める地域とは、八王子市においては、ありません。

その他注意事項【緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算】

緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算の算定に当たっては、主たる事業所と出張所を1事業所として取り扱うこととする。

一人の利用者に対し1か所の事業所に限り算定できるものであり、主たる事業所を1か所の1事業所、出張所を1か所の1事業所とすることの別々の加算は出来ない。

(主たる事業所と出張所は、一体的なサービス提供の単位としての「事業所」として指定を受けるため。)

Q12 出張所の廃止の際の届出関係

- ・出張所のみを廃止する場合には、主たる事業所名で、変更届出書により届出を行うこと。
- ・変更届出書の変更があった事項欄の記入は、「11 運営規程」の「11」を で囲む。
- ・変更届出書の「変更の内容」の表記は、「変更後の欄」に、次の例のように記載すること。
- ・「出張所の減」を記入し、廃止出張所名を明記。
- ・異動日(出張所廃止日)は、変更年月日欄に記載

Q13 出張所に係る地域区分の適用について

- ・出張所の看護師等によるサービス提供による報酬請求は、出張所の所在する地域区分により請求する。
(ステーション本体の地域区分ではない)

・明細書の記載としては、「請求事業所欄」には、事業所番号が付番されている主たる事業所の状況を記載することになるが、給付費明細欄にある「摘要欄」に「ST」（出張所の略称）と記載し、「請求額集計欄」にある「単位数単価」は、出張所所在地の地域区分単価とする。

居宅療養管理指導(予防)の手続きについて

Q14 居宅療養管理指導(予防)の届け出について

主たる事業所が、既に居宅療養管理指導(予防)の指定を受けている場合で、出張所で居宅療養管理指導(予防)を実施する場合は、主たる事業所が変更届出を行う必要がある。

・変更届出書の項目別記載方法

介護保険事業所番号、事業所名、所在地 …… 主たる事業所

変更するサービスの種類 …… 居宅療養管理指導(予防)

変更があった事項 …… 11運営規程の「11」を で困む。

変更の内容

(変更前) 出張所なし

(変更後) 出張所の設置(複数記入可)

名称 住所・電話・FAX

職員配置 職種・氏名

その他は付表5のとおり……管理者記載不要

変更年月日 …… 出張所設置日

担当者・連絡先 …… 事務担当者・電話番号

Q15 居宅療養管理指導(予防)の運営規程の変更に関係する項目は、如何に。

Q11 のエの回答を参照。

その他

Q16 出張所において、医療保険の訪問看護の提供はできるか。

可能。医療保険の訪問看護に関する他の変更届出と同様に関東信越厚生局東京事務所に届出が必要。

本Q & Aに関する問い合わせ、

変更届及び加算届(介護給付費算定にかかる体制等に関する届出書)提出先

八王子市 福祉部 高齢者いきいき課 事業者指定担当

042 - 620 - 7452